

一般会計予算決算常任委員会審査日程

日時 平成29年2月28日（火）

午前10時

場所 第2委員会室

- 1 議案第2号 平成28年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について

審査番号①

(1) 総括説明 財政課

(2) 歳入に係る説明 * 特定財源は歳出の際に審査

- 2-2-1 財政課（自動車重量譲与税）
- 3-1-1 財政課（利子割交付税）
- 9-1-1 財政課（地方特例交付金）
- 18-1-1 財政課（繰入金）

(3) 質疑

審査番号② 議会事務局・総務部・文化スポーツ振興部・総合事務所・選挙管理委員会関係

(1) 歳出（特定財源含む）に係る説明

- 1-1-1 議会事務局
- 2-1-1 総務課
- 2-1-1 人事課
- 2-1-2 人事課（歳入20-4-2 派遣職員給与費負担金）
（ " 退職手当他会計負担金）
- 2-1-28 スポーツ振興課（歳入16-1-1 スポーツ交流施設貸付料）
（ " 20-4-2 スポーツ交流施設維持管理負担金）
- 2-1-29 総合事務所
- 2-2-2 税務課
- 2-4-3 選挙管理委員会（歳入14-3-1 参議院議員選挙事務費）

- 2-4-5 選挙管理委員会（歳入 15-3-1 漁業調整委員選挙事務費）
- 9-1-1 消防課
- 9-1-2 消防課（歳入 20-4-2 消防団員等退職報償金）

(2) 質疑

（職員入替え）

審査番号③ 総合政策部・成長戦略室関係

(1) 歳出（特定財源・債務負担行為を含む）に係る説明

- 2-1-4 情報管理課
- 2-1-8 企画課（歳入 17-1-1 ふるさと寄附金）
（ " 17-1-4 総務費寄附金）
- 2-1-9 企画課
- 2-7-1 成長戦略室（歳入 20-4-2 大学施設整備負担金）
（ " 21-1-1 大学校舎建設事業債）
（債務負担行為 山口東京理科大学薬学部校舎建設事業）
- 12-1-2 財政課

(2) 質疑

（職員入替え）

審査番号④ 教育委員会関係

(1) 歳出（特定財源・繰越明許費を含む）に係る説明

- 10-1-2 教育総務課
- 10-2-2 学校教育課（歳入 17-1-2 教育費寄附金）
- 10-2-3 教育総務課（歳入 21-1-6 小学校整備事業債）
- 10-3-2 学校教育課（歳入 17-1-2 教育費寄附金）
- 10-4-1 学校教育課（歳入 17-1-2 教育費寄附金）
- 10-5-2 社会教育課
- 10-5-3 社会教育課（歳入 21-1-6 厚狭地区複合施設整備事業債）
（ " 17-1-2 教育費寄附金）

- 10-5-8 社会教育課(歳入 21-1-6 埴生地区複合施設整備事業債)
(繰越明許費 埴生地区複合施設整備事業)
- 10-6-3 学校教育課 (歳入 21-1-6 給食施設整備事業債)

(2) 質疑

(職員入替え)

審査番号⑤ 市民生活部関係

(1) 歳出(特定財源・繰越明許費を含む)に係る説明

- 繰越明許 市民課 (繰越明許費 個人番号カード等交付関連事務委託事業)
- 4-1-1 環境課 (歳入 21-1-3 上水道出資債)
(繰越明許費 石綿管更新出資事業)
- 4-1-5 環境課 (歳入 20-4-2 機械工業振興事業補助金)
- 4-1-7 環境課 (歳入 21-1-3 火葬場整備事業債)
(繰越明許費 新火葬場建設事業)
- 4-2-2 環境事業課 (歳入 13-2-3 塵芥処理手数料)
(// 20-4-2 リサイクル事業収益金)
(// 21-1-3 一般廃棄物処理施設整備事業債)
(// 21-1-3 清掃運搬施設整備事業債)

(2) 質疑

(職員入替え)

審査番号⑥ 健康福祉部関係

(1) 歳入に係る説明 * 特定財源は歳出の際

- 20-4-3 社会福祉課 (過年度収入)

(2) 歳出(特定財源・繰越明許費を含む)に係る説明

- 3-1-1 社会福祉課 (歳入 14-1-1 生活困窮者自立支援費)
(// 14-2-2 臨時福祉給付金給付事業費)

(// 15-2-2 民生委員活動費)

(// 15-2-2 児童委員活動費)

国保年金課

高齢福祉課

- 3-1-2 障害福祉課 (歳入 14-1-1 自立支援給付費)
 - (// 15-1-1 自立支援給付費)
 - (// 15-2-1 福祉医療助成費)
 - (// 20-4-3 福祉医療助成費高額療養費)
- 3-1-3 高齢福祉課
 - (繰越明許費 厚狭地区介護施設整備補助事業)
- 3-1-4 国保年金課 (歳入 15-1-1 後期高齢者医療保険基盤安定費)
- 3-1-9 社会福祉課 (歳入 14-2-2 臨時福祉給付金給付事業費)
- 3-2-1 こども福祉課 (歳入 15-2-2 乳幼児医療助成費)
 - (// 17-1-3 社会福祉費寄附金)
 - (// 17-1-3 企業版ふるさと寄附金)
 - (// 21-1-2 子育て総合支援センター整備事業債)
- 3-2-2 こども福祉課 (歳入 12-2-1 保育所運営費負担金)
 - (// 14-1-1 保育所運営費)
 - (// 児童扶養手当・児童手当)
 - (// 施設型給付費負担金)
 - (// 地域型保育給付費負担金)
 - (// 14-2-2 子ども・子育て支援交付金)
 - (// 15-1-1 保育所運営費)
 - (// 児童手当)
 - (// 施設型給付費負担金)
 - (// 地域型保育給付費負担金)
 - (// 15-2-2 多子世帯保育料等軽減事業費)
 - (// 乳幼児医療助成費)
 - (// 子ども・子育て支援交付金)
 - (// 施設型給付費補助金)
 - (// 20-4-2 福祉医療助成費高額療養費)
- 3-2-4 こども福祉課 (歳入 13-1-2 保育所使用料)

(" 20-4-2 雑入金)

- 3-2-6 こども福祉課 (歳入 14-2-2 子ども・子育て支援交付金)
(" 15-2-2 子ども・子育て支援交付金)
- 3-3-2 社会福祉課 (歳入 14-1-1 生活保護費)
- 4-1-1 健康増進課 (歳入 15-2-3 産科医等確保支援事業費)

(3) 質疑

(職員入替え)

審査番号⑦ 産業振興部関係

(1) 歳出 (特定財源含む) に係る説明

- 5-1-1 商工労働課
- 6-1-3 農林水産課 (歳入 15-2-4 農地中間管理事業補助金)
(" 15-2-4 新規農業就業者定着促進事業補助金)
(" 15-2-4 新規就業者受入体制整備事業補助金)
- 6-1-4 農林水産課
- 6-1-5 農林水産課 (歳入 12-1-1 土地改良事業地元分担金)
(" 15-3-4 換地業務委託費)
(" 21-1-4 農業施設整備事業債)
(" 21-1-4 海岸保全施設整備事業債)
- 7-1-1 商工労働課 (歳入 15-2-5 広域乗合バス支援事業費)
- 7-1-2 商工労働課 (歳入 20-3-4 金融機関預託金元金収入)
- 11-3-1 農林水産課 (歳入 12-1-1 災害復旧事業分担金)
(" 14-1-3 農業施設災害復旧費)
(" 21-1-8 農業用施設災害復旧事業債)

(2) 質疑

(職員入替え)

審査番号⑧ 建設部関係

(1) 歳出 (特定財源・繰越明許費を含む) に係る説明

- 4-1-3 下水道課（歳入 14-2-3 循環型社会形成推進交付金）
- 8-1-1 土木課（歳入 21-1-5 急傾斜地崩壊対策事業債）
- 8-2-1 土木課（歳入 21-1-5 道路整備事業債）
- 8-2-3 土木課
- 8-2-4 土木課（歳入 14-2-4 社会資本整備総合交付金）
（〃 21-1-5 道路整備事業債）
（繰越明許費 防災・安全交付金事業）
- 8-3-1 土木課（歳入 21-1-5 海岸環境整備事業債）
（〃 21-1-5 治水対策事業債）
（繰越明許費 がけ崩れ災害緊急対策事業）
- 8-4-1 土木課（歳入 21-1-5 港湾施設整備事業債）
- 8-5-1 都市計画課（歳入 21-1-5 都市計画道路整備事業債）
（繰越明許費 都市公園施設整備事業）
（繰越明許費 小野田駅前都市再生整備計画事業）
- 8-6-1 建築住宅課（歳入 14-2-4 社会資本整備総合交付金）
（〃 15-2-6 耐震診断・改修事業費）
（〃 21-1-5 公営住宅整備事業債）
- 11-2-1 土木課（歳入 14-1-3 公共土木施設災害復旧費）
（〃 21-1-8 公共土木施設災害復旧事業債）
（繰越明許費 公共土木施設災害復旧事業）

(2) 質疑

（職員入替え）

審査番号⑨ 討論・採決

山陽小野田市サポート寄附年度別受入額

年度	一般		オート		寄附金合計	
	件	円	件	円	件	円
20	25	1,156,000	71	1,875,000	96	3,031,000
21	20	1,994,000	66	2,080,000	86	4,074,000
22	21	1,275,000	70	2,476,000	91	3,751,000
23	19	1,555,000	73	1,536,000	92	3,091,000
24	16	1,765,000	66	2,130,000	82	3,895,000
25	19	1,645,000	56	1,730,000	75	3,375,000
26	28	1,160,000	58	1,700,000	86	2,860,000
27	27	2,971,000	65	1,730,000	92	4,701,000
28	472	20,227,000	67	1,420,000	539	21,647,000
合計	647	33,748,000	592	16,677,000	1,239	50,425,000

※28年度は29年1月末現在

28年度当初の目標

535件 15,000,000円

返礼品人気ランキング(29年1月末まで)

順位	商品名	事業者名	発注件数	割合	備考
1位	とらふぐ刺身	若新(株)	181	28.2%	Bコース、Cコース、Dコースの3商品の合計
2位	ガラス作品	小野田ガラス(株) 西川 慎	80	12.5%	全22種類の合計
3位	瓦そば	(有)三浦製麺	75	11.7%	Aコースの2商品の合計
4位	海苔詰め合わせ	縄田雅海苔(株)	56	8.7%	Aコースの1商品
5位	大吟醸「山猿」	永山酒造(名)	52	8.1%	Aコース、Bコースの2商品の合計

【参 考】

区分	寄附金額	返礼品の価格
Aコース	10,000円以上～30,000円未満	3,000円
Bコース	30,000円以上～50,000円未満	9,000円
Cコース	50,000円以上～100,000円未満	15,000円
Dコース	100,000円以上～	30,000円



地方創生応援税制(企業版ふるさと納税) 活用の手引き — 企業の中で地方創生 —



平成28年4月
内閣府地方創生推進事務局

はじめに

我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えています。人口減少を契機に、地方の活力が低下し、将来的に我が国全体の競争力が弱まることが懸念されています。このため、人口減少を克服し、社会全体の活力を維持するため、政府として地方創生の実現に取り組んでいます。

地方創生を実現するためには、産官学金労言(産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア)をはじめ、各界各層の参画と協力の下で取組を進めていくことが必要です。中でも、産業界(民間企業)の役割は非常に大きいものがあります。こうした考え方にに基づき、民間企業の皆様から積極的に寄附を行っていただけるよう、平成28年度税制改正において、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を創設いたしました。

この度、地方創生応援税制を有効にご活用いただくための「手引き」を作成いたしましたので、ぜひご参照いただき、地方創生の取組にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)のポイント

志のある企業が地方創生を応援する税制を創設

⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対して寄附をした企業に、税額控除の措置

企業の寄附に係る負担を軽減

⇒税負担の軽減効果を2倍に

例えば、企業が地方公共団体に1,000万円寄附をした場合、現行の制度では、寄附額の約3割(約300万円)の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制では、新たに寄附額の3割(300万円)が税額控除され、これまでの2倍の約600万円の税の軽減効果があります。



活用しやすい制度

⇒寄附額の下限は10万円

企業版ふるさと納税が創設されたと聞くと、当社としてどう対応すべきだろうか。

これまでの地方公共団体への寄附に比べて税負担の軽減効果が倍になります。また、当社の創業地のA市への寄附や当社の事業分野に関連する地方創生プロジェクトに寄附を行うことができますので、社会貢献のイメージアップにつながります。

なかなか面白そうだな。この際、当社にふさわしい地方創生プロジェクトを探してみてくれ。

1. 制度の趣旨

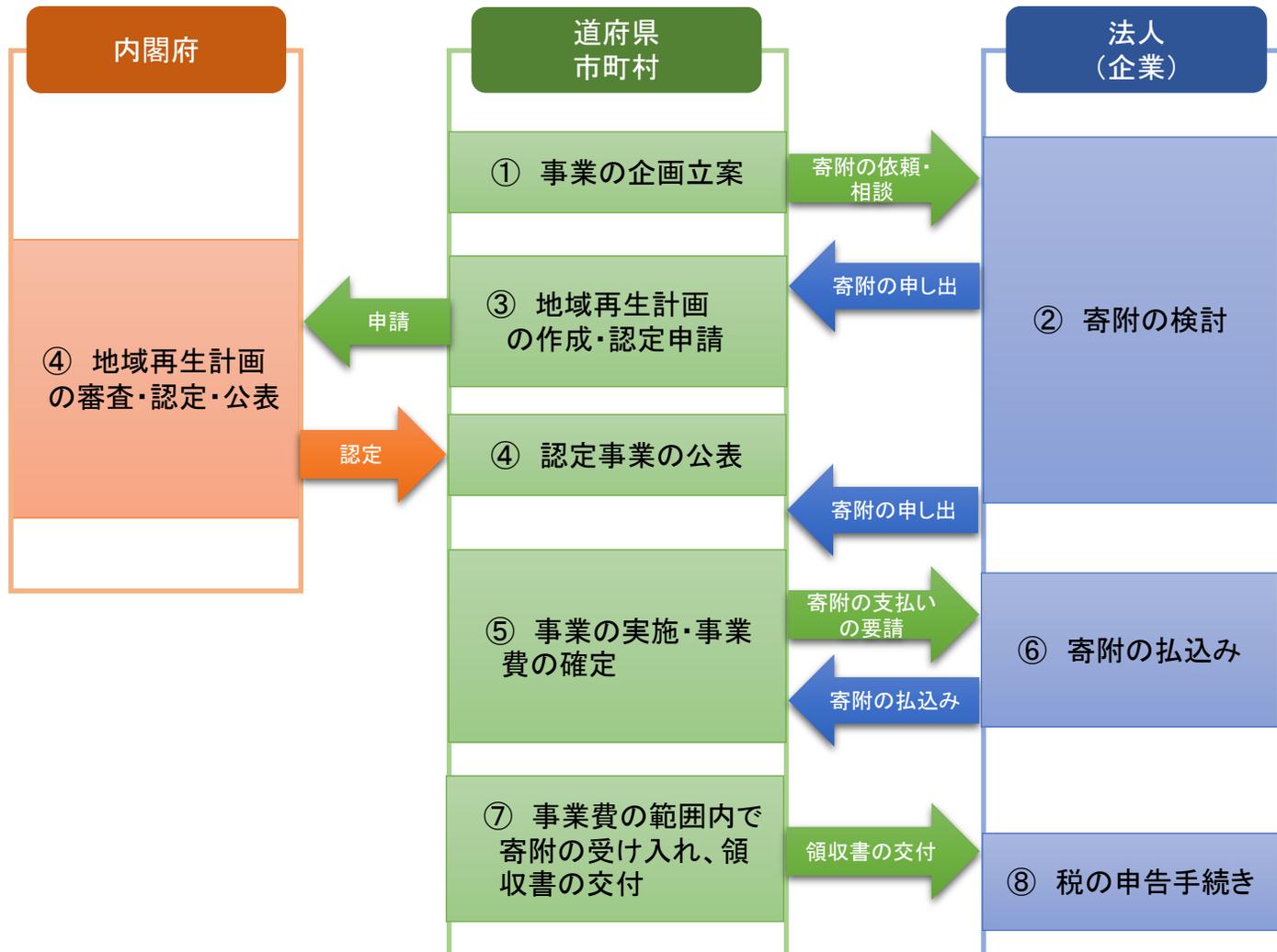
各地の地方創生の取組の実効性を高めていくためには、従来の施策に加えて、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要です。民間企業の皆様には、地方創生応援税制（企業ふるさと納税）を活用して、各地の地方創生の取組に理解を深め、寄附を通じて積極的に貢献していただくことを期待しております。また、地方公共団体が民間企業に地方創生の取組をアピールするために政策面のアイデアを競い合うことで、より良い地方創生の取組が生まれ、各地で地方創生の深化につながっていくことを期待しております。

本税制の対象となる事業については、最初の地域再生計画の認定を8月頃に予定しており、内閣府や地方公共団体のホームページで公表していきますので、民間企業の皆様におかれましては、その趣旨に賛同できる地方創生の取組がありましたら、地方創生応援税制を活用して、積極的に寄附を行っていただきますようお願いいたします。

2. 地方創生応援税制の主な流れ①

民間企業の皆様が地方創生応援税制を活用して寄附を行う場合の手続きの流れについては、以下の通りです。

<地方創生応援税制のフロー図>



2. 地方創生応援税制の主な流れ②

- ① 地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画立案し、企業に相談を行い、寄附の見込みを立てます。
- ② 地方公共団体から相談を受けた企業が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討します。（この時点では、実際の寄附の払込みは行わないようにして下さい。）
- ③ 地方公共団体が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を地域再生計画として内閣府に申請します。
- ④ 内閣府が、「事業」を認定・公表します。地方公共団体においても、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を公表します。
企業が、これを見て「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を検討することもできます。（この時点では、実際の寄附の払込みは行わないようにして下さい。）
- ⑤ 地方公共団体が、認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費を確定させます。
- ⑥ 企業が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の払込みを行います。
- ⑦ 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」への寄附を受けた地方公共団体が、寄附を行った企業に対して領収書を交付します。
- ⑧ 企業が、⑦の領収書に基づき、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告し、税制上の優遇措置を受けます。

3. 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法に基づき、内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされます。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果(約3割)と合わせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

① 法人住民税

寄附額の2割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

② 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)

③ 法人事業税

寄附額の1割を税額控除(法人事業税額の20%(※)が上限)

(※)地方法人特別税廃止後は15%

[税制措置のイメージ]



※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果がある。

4. 地方創生応援税制の留意事項

地方創生応援税制を活用して寄附を行っていただくに当たっては、以下の事項にご留意願います。

- ① 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」へ寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ② 自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、本税制の対象となりません。この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- ③ 次の都道府県、市町村への寄附については、本税制の対象となりません。
 - i .地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii .地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域(※)とされている市町村(※)首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等
<平成28年度において対象外となる地方公共団体>
 - ー東京都
 - ー埼玉県戸田市、三芳町
 - ー千葉県市川市、浦安市
 - ー東京都23特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、多摩市、羽村市、瑞穂町
 - ー神奈川県鎌倉市、藤沢市、厚木市、寒川町
- ④ 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ⑤ 寄附の払い込みについては、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費が確定した後に行うこととなります。また、本税制の対象となる寄附は、確定した事業費の範囲内までとなります。

平成28年度 一般会計補正予算(第8回・3月定例会)参考資料

資料1-1

農林水産課

県営事業負担金	当初(千円)		補正(千円)		補正後事業費内訳(千円)					事業内容	増減理由
	総事業費	市費	増減金額	補正後金額	総事業費	国費	県費	市費	地元		
6款 農林水産業費 1項 農業費 5目 土地改良事業費 19節 負担金、補助及び交付金 県事業負担金											
県営水利施設整備事業 (高千帆排水機場整備)	168,168	42,042	-15,244	26,798	107,190	53,595 50%	26,797 25%	26,798 25%	0	高千帆排水機場の1号ポンプ更新、受変電設備更新	国の内示が減額されたことにより、2号除塵機と樋門修理を次年度以降に変更したため、減額となる。
県営水利施設整備事業 (厚狭中排水機場整備)	110,000	27,500	-19,485	8,015	32,060	16,030 50%	8,015 25%	8,015 25%	0	厚狭中排水機場の常時ポンプの更新	国の内示が減額されたことにより、洪水用ポンプの更新を次年度以降に変更したため、減額となる。
農業基盤整備促進事業 (赤川頭首工整備)	12,000	2,400	-440	1,960	9,800	4,900 50%	2,940 30%	1,176 12%	784 8%	赤川頭首工改修工事	入札減による減額を行なう。 (地元は負担金8%を負担し、市分12%と併せて県に納付する。) 県納付額:1,960千円
海岸保全事業負担金(黒崎開作地区)	75,000	7,500	-2,597	4,903	49,030	24,515 50%	19,612 40%	4,903 10%	0	護岸整備、堤防嵩上げ工	国の内示が減額されたことにより、施工延長が短縮されたため、減額となる。 施工延長 150m ⇒ 97m
海岸保全事業負担金(松屋埴生地区)	75,000	7,500	-2,500	5,000	50,000	25,000 50%	20,000 40%	5,000 10%	0	護岸整備、堤防嵩上げ工	国の内示が減額されたことにより、施工延長が短縮されたため、減額となる。 施工延長 150m ⇒ 83m
県営農地整備事業 (後潟上地区ほ場整備)	280,000	33,245	-4,325	28,920	241,000	120,500 50%	72,300 30%	28,920 12%	19,280 8%	後潟上地区ほ場整備に係る区画整理工事	国の内示が減額されたことにより減額となる。 区画整理工事:22.5ha(2工区1号・2号・3号)
合計	720,168	120,187	-44,591	75,596	489,080	244,540	149,664	74,812	20,064		

平成28年度 一般会計補正予算(第8回・3月定例会)参考資料

資料1-2

単位:円

農林水産課

	件数	被災日	内容	被災施設	金額		国費(50%)	市費(25%)	地元(25%)	単独市費復旧費	備考	概要
							国費(91.0%)	市費(4.5%)	地元(4.5%)			
農地災害	2件	6月22日	農地法面崩壊	田	補正前	2,200,000	1,100,000	550,000	550,000	200,000		福田1 延長16.0m 福田2 延長9.0m
					補正後	1,688,874	1,536,875	76,000	75,999	86,000		
				災害合計	補正前	2,200,000	1,100,000	550,000	550,000	200,000		
					補正後	1,688,874	1,536,875	76,000	75,999	86,000		

単位:円

	件数	被災日	内容	被災施設	金額		国費(65%)	市費(35%)	地元(0%)	単独市費復旧費	備考	概要
							国費(95.9%)	市費(4.1%)	地元(0%)			
施設災害	2件	6月22日	水路崩壊	水路	補正前	2,500,000	1,625,000	875,000	0	200,000		福田 延長6.0m 加藤上 延長10.0m
					補正後	989,526	948,955	40,571	0	0		
				農業施設災害合計	補正前	2,500,000	1,625,000	875,000	0	200,000		
					補正後	989,526	948,955	40,571	0	0		

単位:円

					補正前	4,800,000	2,725,000	1,425,000	550,000	400,000		
					補正後	2,678,400	2,485,830	116,571	75,999	86,000		
					差	△ 2,121,600	△ 239,170	△ 1,308,429	△ 474,001	△ 314,000		